

上智大学教職・学芸員課程センター規程

制定 平成 21 年 10 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

2022 年（令和 4 年）4 月 1 日

（設置）

第 1 条 上智大学（以下「本学」という。）に、上智大学学則第 6 条に基づき、上智大学教職・学芸員課程センター（以下「センター」という。）を設置する。

（趣旨）

第 2 条 この規程は、センターの組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 3 条 センターは、本学学生の教員免許、学芸員その他の国家資格（一定の科目履修によって得られる国家資格ないし受験資格をいう。以下同じ）取得を支援するため、総合的かつ継続的な業務の運営を図り、これらを充実させることによって、専門的で実践的な能力を有しかつ奉仕の精神に満ちた意欲的な教員、学芸員等を社会に送り出すという本学が担うべき社会的使命を達成することを目的とする。

（活動）

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）教職課程に関する業務
- （2）学芸員課程に関する業務
- （3）資格サポートに関する業務

（構成員）

第 5 条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）センター長
- （2）教職課程教員
- （3）学芸員課程教員

（任命等）

第 6 条 センター長は、学長が任命する。

2 教職課程教員、学芸員課程教員は、学部教授会の意見を徴して、学長が任命する。

（任期）

第 7 条 職務上構成員となる者の任期は、その職務の任期をもって任期とし、その他の構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（センター長）

第 8 条 センター長は、センターを代表し、その業務を統轄する。

2 センター長は、別に定める上智大学課程委員会（以下「委員会」という。）を招集し、その委員長となる。

（規程の改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この規程は、2009 年（平成 21 年）10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。